

## 延岡市工事監理委託業務成績評定要領

平成25年 6 月28日

企画部契約管理課

(目的)

第1条 この要領は、延岡市が発注する工事監理業務等の委託契約の履行に係る成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行うことにより、良質な業務の履行の確保、受注者の適正な選定及び技術者の指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象契約)

第2条 この要領による評定の対象とする工事監理業務等の委託契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 当初の設計金額が50万円以上の工事監理業務委託契約（建築工事、電気設備工事、耐震工事、機械設備工事及び給排水衛生設備工事等の各工事を含む。）
- (2) 当初の設計金額が50万円以上の前項以外の工事の工事監理業務委託契約（成績評定者）

第3条 評定は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 延岡市契約規則第32条の規定により市長から監督員に命ぜられた者
- (2) 前号の監督員が所属する課室の係長職にある者
- (3) 延岡市契約規則第33条の規定により市長から工事検査員の職に命ぜられた者

(評定の方法)

第4条 評定は、別紙「延岡市工事監理委託業務成績評定基準」に基づき、前条に定める成績評定者がそれぞれ独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事監理委託業務成績評定表（様式第1号。以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 評定の実施時期については、第3条第1号及び第2号に掲げる者にあつては当該工事監理業務等の委託契約の給付が完了したとき、同条第3号に掲げる者にあつては当該工事監理業務等の委託契約の給付完了による検査を実施したときとする。

(評定表の提出)

第6条 評定の終了後は、当該評定表を速やかに契約管理課長に提出するものとする。

(評定の結果通知)

第7条 評定の結果については、当該工事監理業務等の委託契約の受注者（以下「受注者」という。）に、工事監理委託業務成績評定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、当該評定を修正するものとする。

2 前項の規定により評定の修正を行ったときは、その旨を遅滞なく工事監理委託業務成績評定再通知書（様式第3号）により受注者に通知するものとする。

(評定の説明)

第9条 第7条又は前条の規定により通知を受けた受注者から当該評定の内容について説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

2 前項の受注者からの説明の請求は、書面により受け付けるものとする。

(評定の活用)

第10条 評定の結果は、次に掲げる業務に活用するものとする。

- (1) 競争入札参加資格の審査業務
- (2) 指名競争入札に参加する者の選定業務
- (3) 随意契約の相手方の選定業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該成績評定が有効に活用できると認められる業務

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に検査を実施する工事監理業務等の委託契約について適用する。